

中学生死亡事件に係る庁内対策会議設置要綱

平成 27 年 3 月 3 日
26 川市庶第 1440 号

(目的及び設置)

第 1 条 この要綱は、川崎区内で発生した中学 1 年生死亡事件に係る再発防止等を図ることを目的として、中学生死亡事件に係る教育委員会事務局検証委員会（平成 27 年 3 月 3 日付け 26 川教庶第 2820 号）の検討を踏まえつつ、子どもの安全・安心な環境づくりに向けた総合的な対策を、関係部局が連携し効果的に推進するため、中学生死亡事件に係る庁内対策会議（以下「会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 子どもの安全・安心な環境づくりに向けた総合的な対策に関すること。
- (2) 安全・安心な環境づくりを推進するための緊急的な取組に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第 3 条 会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、市長をもって充てる。
- 3 議長は会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、副市長をもって充てる。
- 5 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 委員は、別表に掲げる職員のほか議長が指名する者をもって構成する。

(部会の設置等)

第 4 条 議長は、第 2 条各号に掲げる事項について、調査検討を円滑に進めるために、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会については、議長が部会長を指名し、部会長が指名する職員を部会の委員として組織する。
- 3 部会の運営等については、その都度定める。

(会議)

第 5 条 会議は、議長が召集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第6条 会議は、調査検討事項について必要と認めるときは、関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、市民・こども局市民生活部庶務課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議において必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月3日から施行する。

別 表

教育長
総務局長
市民・こども局長
こども本部長
健康福祉局長
川崎区長